

○ 美幌・津別広域事務組合消防団員退職報償規程

〔昭和47年2月10日
訓令第4号〕

改正 昭和49年12月5日訓令第2号 昭和54年7月3日訓令第2号
平成3年3月7日訓令第7号 平成12年12月28日訓令第6号

(感謝状及び記念品)

第1条 消防団員が退職又は死亡したときは、次の各号に定めるところにより感謝状を贈呈する。

- (1) 勤続15年以上の団員にあつては団長(30年以上は記念品)
- (2) 勤続15年以上で退職時班長以上の職にあつた者は管理者(感謝状及び記念品)

(該当者の報告)

第2条 団長は、この規程に該当する団員が生じたときは、その都度消防長又は署長に報告しなければならない。

(退職団員名簿)

第3条 団長は、この規程の適用を受けた退職団員の名簿を作成し、保存しなければならない。

(雑則)

第4条 この規程の細部については、消防長が別に定める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行し、昭和47年4月1日から適用する。

附 則 (昭和49年訓令第2号)

この訓令は、公布の日から施行し、昭和49年4月1日から適用する。

附 則 (昭和54年訓令第2号)

この訓令は、公布の日から施行し、昭和54年4月1日から適用する。

附 則 (平成3年訓令第7号)

この訓令は、平成3年4月1日から施行する。

附 則 (平成12年訓令第6号)

この訓令は、平成13年4月1日から施行する。